記 者 発 表 資 料

令和８年８月１３日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
安藤建設工業株式会社	工事 業務	宮城県富谷市志戸田北田子沢１０７

２．指名停止措置期間
令和８年８月１３日　～　令和８年１１月１２日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
安藤建設工業株式会社の元代表取締役は、代表取締役在任中に、安藤建設工業株式会社が所有する不動産の利活用を巡り、富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和８年６月１０日、宮城県警に贈賄の容疑で逮捕された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第３号（イ）に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（贈賄） 3　次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ　代表役員等 ロ　一般役員等 ハ　使用人	逮捕又は公訴を知った日から ３ヵ月以上９ヵ月以内 ２ヵ月以上６ヵ月以内 １ヵ月以上３ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　二部（にべ）　文彦（ふみひこ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。